

宇都市中小企業者等エネルギー価格高騰緊急対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気及びガスの価格の高騰による影響を考慮し、事業活動において多量の電気及びガスを使用する中小企業者等を支援することとし、宇都市中小企業者等エネルギー価格高騰緊急対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ガス」とは、都市ガス及び液化石油ガス（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第1項に規定する液化石油ガスをいう。）等をいう。

2 この要綱において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 市内に事業所を有する個人
 - イ 市内に事業所を有する会社
- (2) 医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - ア 常時使用する従業員の数が300人以下であること。
 - イ 市内に事業所を有すること。
- (3) 事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合をいう。）、企業組合（同法第3条第4号に規定する企業組合をいう。）、協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合をいう。）、協同組合等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等をいう。）、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に規定する農事組合法人をいう。）又は一般社団法人もしくは一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - ア 常時使用する従業員の数が300人以下であること。
 - イ 市内に事業所を有すること。
- (4) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいう。）又は学校法

人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの

- ア 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条に規定する事業を行つてること。
- イ 常時使用する従業員の数が300人以下であること。
- ウ 市内に事業所を有すること。

(5) 本市に主たる事務所及び活動拠点を有する商店街組織

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等とする。

- (1) 申請時点において市内で事業を行つており、かつ、引き続き市内で事業を継続する意思を有すること。
- (2) 令和4年1月から同年10月までの間の任意の2月(以下「対象月」という。)に、市内において自らの事業活動に使用した電気及びガスの料金(消費税及び地方消費税を除く)の合計額の20パーセント(以下「補助対象経費」という。)が、10万円以上であること。ただし、原材料としての使用及び他者への販売を目的として購入したものに係る料金を除く。また、対象月における電気及びガスの購入に係る経費について、利用者等から電気及びガス料金を徴収している場合、当該徴収した電気及びガス料金相当額を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。
 - (1) 対象月における電気及びガスの購入に係る経費について、本市又は他の団体から別の補助金の交付を受ける者
 - (2) 宇部市税を滞納している者
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (5) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行つてている者
 - (6) 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、第3条第1項第2号の規定により算出した補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、

40万円を限度とする。

2 この要綱による補助金の交付は、一の中小企業者等につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別途定める期日までに、
様式第1号により次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象月の電気及びガスの使用に係る料金の合計額及び当該合計額の支払を証する書類
- (2) 申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書（発行日から6月以内のものに限る。）
- (3) 申請者が個人の場合は、本人確認書類の写し
- (4) 直近の受付済確定申告書類の写し（開業間もない場合は開業届の写し）
- (5) 宇部市税に滞納がないことの証明書（発行日から6月以内のものに限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適當と認め
るときは、補助金の額を確定し、交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適當でないと認めるときは、様式第2
号により申請者に通知するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」とい
う。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部もしくは一部を様式
第3号により取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定の内容もしくは補助金の交付に関して付した条件に違反し
たとき。
- (2) 虚偽の申請もしくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが不適當と認めたとき。

2 市長は前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、当該取消に係る部分に関して、
既に補助金が交付されているときには、当該交付決定団体に対し、様式第4号により補助金の
全部又は一部について、期間を定めて返還させるものとする。

(遅延利息)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じた場合において、当該返還すべき金額を
指定した期日までに補助事業者が納付しなかったときは、宇部市財務規則（昭和44年規則第
4号）の定めに従い、督促状を補助事業者に発するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により督促を受け、指定された期限（以下「指定期限」という。）

までに納付しなかったときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇都市延滞金の徴収に関する条例（昭和39年条例第57号）に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年11月21日から施行する。